

水俣市 家庭ごみの分け方・出し方

(令和6年度水俣市 一般廃棄物処理実施計画抜粋)

ごみは、「決められた日時」に
「決められた場所」へ出しましょう。

燃やすごみ 週2回

燃やすごみの出し方の注意

①「生ごみ、布類、ペットボトル及びそのふた、紙類、容器包装プラ、粗大ごみ」以外の可燃物
②カセットテープやビデオテープ

※剪定枝は長さ30cm×太さ直径2cm程度で、束ねる幅は直径15cm程度でくぐること。それ以上の太さ(直径5cm以内)は「粗大ごみ」へ。
※太さ直径5cmを超える枝は市では処理できないので、細かくして出すか、一般廃棄物処理業者に依頼すること。
※中が見える袋(透明か半透明、レジ袋)に入れて出すこと。 ※ホースは粗大ごみです。

湿布
湿布等の剥離シート

■紙くず類
■木くず、木製品類
■その他

靴、せん定くず、紙おむつ汚物などを除去、バック金具を外す、ビデオテープDVD、カセットテープ

●資源になる紙類、容器包装プラ類などは資源ごみへ。 ●布団やプランターなどの大型の可燃物は「粗大ごみ」へ。
●畑の草などではできる限り自家処理すること。自家処理できない場合は枯らして出すこと。
●のこくず、かんなくず、おがくず、シュレッダーごみは直接クリーンセンターへ持ち込む。

リサイクルの方法 溶融スラグを道路の路盤材として使用

プラ製容器包装 週1回(水曜日)

プラ製容器包装の出し方の注意

商品を含むプラ製のパッケージで、中身の使用後不用になったもの(例)レジ袋、ポテトチップスなどのプラ製の菓子袋、シャンプーや洗剤の容器、ノズル、卵や豆腐のパック、コンビニ弁当の容器、プリン容器、ペットボトルのラベル、ペットボトルのふた、びんのふた、調味料、洗剤などのプラ容器のふた、プチプチ、発泡スチロール ※発泡スチロールはそのままで回収可能

金属製のふた⇒「破砕・埋立」へ
※中身は空にし、かるく水洗いして出すこと。
※中が見える袋(透明か半透明、レジ袋)に入れて出すこと。

が 付いているものが 容器包装 プラスチックです。
※プラマークがついていないものもあります。

おかし袋、レジ袋、ペットボトルのラベル、カップ類のカップ、発泡スチロール、ペットボトルキャップ、弁当の容器、卵パック、トレイ、シャンプーボトル、ボトル類、気泡緩衝材

●容器包装ではないプラ(バケツ、ボール、タッパー、ハンガー、プラモデル、家庭で使用したラップ類などのプラスチック製品)は「燃やすごみ」へ
※トレーはできるだけ、店頭に置いてある回収箱へ

注意! *ライター・カミソリ・乾電池類は、絶対に入れないでください!

破砕・埋立及び粗大ごみ 月1回

破砕・埋立及び粗大ごみの処理方法

①「びん類、缶類、電気コード類、乾電池類、蛍光灯・電球類、小型家電」以外の不燃物(なべ・釜類を含む)。
②家電、おもちゃ、バックなど金属が含まれるもの
③布団、カーペット、プランター、衣類収納BOXなどの大型可燃物

※ガラスや陶器類などの細かな不燃物は「破砕・埋立」のコンテナへ
※家電や布団などの30cmを超える大きな「粗大ごみ」は資源ステーションの空きスペースにまとめて置くこと。
※80cm×100cmを超える大きな家具などはなるべく分解すること。

タンス、テレビ台、テーブル、布団、せん定くず(太さ5cm未満、長さ1m未満)、ステレオ、オルガン、マットレス(スプリングがないもの)、こたつ、電気毛布(コードを切る)、電気カーペット(コードを切る)、自転車、金属の物干し竿、ペットのハウス(プラスチック製)、衣装ケース、衣装ケース(プラスチック製)

●乾電池等は外して「乾電池類」へ ●カセットテープ・ビデオテープは「燃やすごみ」へ
※鋼鉄類、草刈機の刃、水道の蛇口などは直接環境クリーンセンターへ持ち込むこと。 ※スプリングが付いているソファなどは業者へ依頼すること。

リサイクルの方法 (破砕処理後)鉄類は鉄の原料等。残渣は焼却又は埋立

生ごみ 週2回

生ごみの出し方の注意

残飯、野菜・果物の切りくず、カニ・エビの殻、栗の皮、ピーナッツの殻など。
※水切りをして指定の袋に入れて出すこと。(袋は劣化するので購入後早めに使うこと。)

●たけのこの皮、貝殻、牛や豚などの大きい骨、つまようじ、バラなどは燃やすごみへ。

リサイクルの方法 堆肥化

空き缶類 月1回

アルミ缶、スチール缶、お菓子等の缶類、缶詰など、スプレー缶、カセットボンベ

※分別マークによりアルミとスチールに選別すること。
※アルミかスチールか判別困難な場合はスチールへ。
※スプレー缶、カセットボンベは「スプレー缶類」のコンテナに入れる。
※缶はつぶさない。
ふたは本体についた状態であればよい。
※カセットコンロのガスボンベやスプレー缶は、中身を出し切り、穴を開けず出すこと。(火災等の危険防止)

空きびん類 月1回

生きびん、雑びん

①一升びん(1.8ℓ)
②ビールびん(全種)
③Pマークのびん
④鳥籠酒造のびん
⑤ジュースびん
⑦牛乳びん

透明のびん、茶色のびん、その他のびん

透明・茶・その他の色に分け、分別してください。
※キャップやふたを外して、中をすすいでください。
※ラベルや手で取れないキャップもそのまま出せます。
※割れていても出せます。

空きびん類に出せないもの
ガラス食器、化粧品・薬剤のびん、耐熱食器

●これらは、中身を出して「破砕・埋立及び粗大ごみ」へ出してください。

ペットボトル 月2回

マークのついた飲料、特定調味料(しょうゆなど)のペットボトル。

PET

清涼飲料水・酒類・調味料類等の容器など

●キャップとラベルは「プラ製容器包装」に出してください。
※キャップやふたを外して、中をすすいでください。
※ラベルや手で取れないキャップもそのまま出せます。
※割れていても出せます。

廃食用油 月1回
※使用済みの食用油は配布の専用容器(5ℓ)に入れること。
※未使用の賞味期限を過ぎた食用油は容器に入ったままの状態ですること。

紙類・布類

月2回: 新聞・チラシ、ダンボール、空気層があるもの、雑誌・その他紙類

※二つ折りにして、ひもでくくること。
※ボックス型・折りたたみテープは取らなくてOK。
※空気が入らない厚紙、お菓子箱などは「その他紙類」へ

カビの生えたもの、油のついたものは燃やすごみへ
※その他紙類は名刺程度の大きさからリサイクルできるので、可能な限り資源として分別すること。
※一定量ひもでくくると、紙袋に入れて出すこと。
※コミックや新書、文庫本などの書籍は、なるべく古本屋などに売却すること。

月1回: 飲料等バック、紙類に出せないもの

※カップめんは不可。
※飲料バックは中が白色のものや銀色のものに分ける。(アイスやヨーグルトのカップも可)

紙類に出せないもの
・カーボン紙、ノンカーボン紙、防水加工してある紙コップ
・感熱紙、匂いのある箱

布類(衣類)
上着、下着、靴下、手袋、帽子、和服、タオル、毛布、シーツ、カーテンなど。服はボタン等取らずそのまま。
※中が見える袋に入れること。
※はんでなど編入りのものは「燃やすごみ」へ

電気コード・有害 月1回

電気コード類、乾電池類、蛍光灯・電球類、水銀体温計、水銀血圧計

※電気コード類は家電から切り離し、差込みの部分のプラグはつけたままで出すこと。 ※乾電池、ボタン電池、リチウム電池、携帯電話の充電電池など。
※ボタン電池、リサイクルマークの電池は発火防止のため+極と-極をテープで絶縁して出すこと。
リサイクル協力店に出すのが望ましい。 ※ボタン電池(コメリ、メガネのヨネザワ) ※リサイクルマークの電池(ベスト電器、(有)産九電化)

市が収集できないもの

わからない場合はクリーンセンターへお問い合わせください

パソコン及びパソコンモニター、事業所からでるごみ

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

①郵便局でリサイクル券を買い、家電リサイクル指定業者(株)白井商会 ☎63-9082)に問い合わせる。
②買替の際などに購入店に引き取ってもらう。

処理が困難なもの
消火器、バイク・自動車部品、農業・劇薬のビン、灯油、エンジンオイル、コンクリート・ブロック

●ガスボンベ、バッテリー、焼却灰、かわら、自動車及びバイクのタイヤ、ボールリングボール、モーター類、電気温水器、太陽熱温水器などの大型機械、農業、劇薬、ペンキなどの液体、大きな枝や丸太(直径5cm以上)、スプリングの入ったソファやベッドのマットレスなど ※一般廃棄物処理業者又は専門業者に依頼してください。

使用済小型家電 月1回

大きさ たて15cm×よこ25cm以内

●乾電池等は外して「乾電池類」へ
●17品目以外の小型家電は「破砕・埋立」へ
※家電リサイクル法などの対象となるテレビ、パソコンなどは家電リサイクル指定業者又は購入店へ依頼すること。

小型家電回収対象品 (17品目)

①携帯電話 ⑩カーナビ
②電話機 ⑪カーオーディオ
③電話子機 ⑫キーホルダーゲーム機
④モデム ⑬ポータブルゲーム機
⑤ポータブル液晶テレビ ⑭家庭用ゲーム機
⑥ポータブル音楽プレイヤー ⑮ゲームコントローラー
⑦電子辞書 ⑯ゲームソフト(CD-ROM等を除く)
⑧デジタルカメラ ⑰リモコン
⑨ビデオカメラ(ハンディ)

●小型家電を出すときの注意点

※個人情報は、必ず消去してください。
※携帯電話は個人情報漏えい防止のため本体に穴を開けて出すか、購入店へ引取りの依頼をすること。
※回収した小型家電は返却できません。 ※電池は取り外してください。 ※コードは切って出してください。
※家庭から排出されるものに限ります。(事業所から排出されるものは対象外です。)

コンテナの並べ方一例

食用油、蛍光灯、中が白、中が黒、ペットボトル

※コンテナは、収集日前日の午後3時頃までに配布します。但し、月曜日が収集日の場合は前週の日曜日に配布します。
※青書きの札は青色のコンテナに、黒書きの札は灰色のコンテナに、赤書きの札は茶色のコンテナに掛けて使用してください。
※資源ごみは、地域で決められた時間内に分別して出してください。

※プラ製容器包装、燃やすごみ、生ごみは、決められた場所に、午前8時30分までに出してください。
地域のステーションに事業所のごみは出せません。

ごみを直接施設に搬入する場合

持ち込める品目: ●燃やすごみ ●生ごみ ●プラ製容器包装 ●粗大ごみ ●資源物全般

住所: 水俣市築地9-40

持ち込める時間: 午前/8:30~12:00 午後/1:00~4:30 ※但し、生ごみは午後2時まで。

土日、祝日、年末年始を除く

お問合せ先 水俣市環境クリーンセンター ☎0966-62-4101